

令和6年度 道市連携海外展開推進事業  
(道産品の輸出販路開拓・拡大事業 (ASEAN 市場) ) 委託業務  
企画提案指示書

1 目的

道産品の輸出拡大に向けて、道と札幌市が連携し構成する「北海道・札幌市海外展開連携推進協議会」(以下、「委託者」という)において、海外バイヤー招へい商談会や現地プロモーションなどを実施し、道産品の新たなターゲット市場の開拓や輸出品目の拡大を図る。

2 実施方法

公募型プロポーザル方式による随意契約

3 委託期間

委託契約日から令和7年3月7日(金)まで

4 対象国

ASEAN (シンガポール、タイ、ベトナム)

5 委託業務の内容

道産品(道内で製造または加工された食品、化粧品、工芸品・家具等を指す。以下同じ。)の海外販路拡大・定着に向け、次の業務を実施すること。また、他のイベント、商談会等の活用を検討すること。

(1) 輸出協力企業(輸出商社等)とのマッチング及び海外バイヤー招へい商談会の開催

対象国よりバイヤーを招へいし、輸出及び輸出に向けた商品開発・調査に取り組む道内企業を対象に、対象国への販路拡大を目的とした、輸出商社等の輸出協力企業とのマッチング及び現地バイヤーとの商談を設定し、必要な支援を行うこと。

①輸出協力企業(輸出商社等)とのマッチング

ア 対象分野：道産品

イ 対象国：シンガポール、タイ、ベトナム

ウ 時期：令和6年10月～11月頃

エ 実施内容：対象国より3社ずつバイヤーを招へいし、輸出協力企業(輸出商社等)や参加道内企業の輸出経験や希望等に応じ、個別にマッチングして面談を設定し行うこと。また、面談に必要な通訳の手配や、事前のセミナーやレクチャーを行うなど、参加企業が効果的な面談を実施出来るよう必要な支援を行うこと。

オ 回数など

・実施回数：2回以上

・実施場所：札幌市及び道内市町村(札幌市除く)

・輸出協力企業数：各対象国への輸出を行う企業3社以上(国内、海外問わない。1社で複数の対象国へ輸出を行っている場合は重複してカウント可)

※面談手法はオフライン開催を基本とするが、広く道内各地から参加できるようオンラインを活用することは可とする。

※対象商品の募集内容及び招へいバイヤーの選定等は、委託者と協議し、決定すること。

②海外バイヤーとの商談

ア 対象分野：道産品

イ 対象国：シンガポール、タイ、ベトナム

ウ 時 期：令和6年10月～11月頃

エ 実施内容：現地バイヤーのニーズ及び参加道内企業の輸出経験や希望等に応じ、個別マッチングの上、商談のスケジュール及び場を設定し執り行うこと。また、商談に必要な通訳の手配や、先行企業の事例紹介に関する事前のセミナーやレクチャーを行うなど、参加企業が効果的に商談を実施出来るよう必要な支援を行うこと。

オ 回数など

・実施回数：2回以上

※「①輸出協力企業（輸出商社等）とのマッチング」と同時開催も可

・実施場所：札幌市及び道内市町村（札幌市除く）

・商談数：各対象国でそれぞれ30件以上

・招へいバイヤー：招へいバイヤーについては、商談対象とする道産品を取り扱う事業者が全て含まれること

※商談手法はオフライン開催を基本とするが、広く道内各地から参加できるようオンラインを活用することは可とする。

※商談相手企業選定の際は、ジェトロが行う「Japan Street」事業など、貿易支援機関等によるプラットフォームを活用すること。

※対象商品の募集内容及び招へいバイヤーの選定等は、委託者と協議し、決定すること。

### ③参加企業への対応（商談前後のフォローアップ実施）

ア 内 容：商談実施にあたり、参加道内企業の輸出経験や知識レベルに合わせたサポートを行うこと。また、商談後は、現地シェフやバイヤーへコンタクトを行い、商談成約を目指した輸出手続等の積極的な支援を行うこと。想定する支援メニューは次のとおりであるが、これら以外について、成約に資するメニューがあれば提案に含めること。

○支援メニュー

- ・商談に使用する資料作成のサポート、資料の翻訳
- ・継続商談時の通訳・輸出手続に係る支援
- ・サンプル送付手続支援
- ・物流企業・サービスの紹介 ほか

イ 期 間：商談準備開始から事業期間終了まで

### ④ アンケートの実施

商談終了後は、招へいバイヤー及び参加企業に対し、商談結果に関するアンケートを実施すること。なお、アンケートの内容は委託者と協議して決定すること。

### ⑤ その他

商談実施に向けては、委託者と随時協議しながら進めること。

## （2）試食プレゼン会開催及び商談実施

### ①試食プレゼン会の開催

現地飲食店やシェフ、バイヤー等を対象に道産食品を使ったメニュー提供やプロモーション及び商談を実施する。

ア 対象分野：道産食品（農畜産物、水産物、加工品、日本酒等）

イ 開催場所：シンガポール

ウ 開催時期：10月～12月頃

エ 回 数：1回以上

オ 参加企業、品目数：10社、15品目以上

カ 招へいバイヤー等数：15社程度（現地飲食店シェフ、バイヤー等）

キ 実施内容：

- ・現地有名シェフの実演による道産食品を活用したメニュー等を提供し、現地飲食店のシェフやバイヤーへ道産食品の魅力を発信する。
- ・試食プレゼン会実施後は招へいバイヤー等へ使用された道産食品についてアンケート調査を実施すること。なお、アンケートの内容は委託者と相談すること。

## ②試食プレゼン会終了後の商談支援の実施

受託者は、試食プレゼン会開催後、現地シェフやバイヤーへコンタクトを行い、オンライン等での商談設定や成約に向けた積極的な支援を行うこと。

ア 実施期間：試食プレゼン会開催日～2月頃まで

(試食プレゼン会と同日開催も可とする)

イ 商談数：30件程度

ウ 期間：商談準備開始から事業期間終了まで

想定する支援メニューは次のとおりであるが、これら以外について、成約に資するメニューがあれば提案に含めること。

○支援メニュー

- ・オンライン商談の設定
- ・商談時及び継続商談時の通訳
- ・商談に使用する資料翻訳
- ・輸出手続きに関する支援
- ・サンプル送付手続支援
- ・物流企業・サービスの紹介等ほか

## (3) 事業報告書の作成

(1) 及び(2)の実施結果について、次の成果品を委託者に提出すること。

- ・実績報告書(別記第14号方式)
- ・事業報告書及び概要版事業報告書
- ・事業報告書においては、商談や研修会の実施結果を取りまとめるとともに、商談結果については、各国・地域別に具体的な検証・分析を行い、参加事業者が得られた具体的な成果、及び、参加事業者が取るべき今後の改善ポイントについて全体総括することとする。
- ・概要版はA4版10ページ程度(サマリー1枚、概要10枚程度)とし、適宜図表等を用い、視覚的なわかりやすさを意識したものとする。また、対外的にプレゼンテーションが可能な資料として整理すること。

## (4) 成果品の提出

以下の成果品を委託契約期間内に提出すること。

5 (3) で示した事業報告書及び概要版(紙媒体(A4版)：5部、電子媒体：2式)

なお、各業務の進め方については、適宜、委託者と協議の上、決定するものとする。

## 6 プロポーザル参加の資格要件

(1) 複数企業等(法人及び法人以外の団体を含む)による連合体(以下、「コンソーシアム」という。)又は単体企業等とする。

(2) コンソーシアムの構成員及び単体企業等は、次のいずれにも該当すること。

- ア 単体法人で参加する場合は、道内に本店又は主たる事業所あるいは支店等の拠点を有するものであること。また、複数法人による連合体(以下「コンソーシアム」という。)で参加する場合は、道内に本店又は主たる事務所を有するものをその構成員に含むものであること。
- イ 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項に規定する者でないこと。
- ウ 地方自治法施行令第167条の4第2項の規定により、競争入札への参加を排除されている者でないこと。
- エ 北海道又は札幌市が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。

- オ 暴力団関係事業者等であることにより、北海道又は札幌市が行う競争入札等への参加を排除されていないこと。
- カ 暴力団関係事業者等でないこと。
- キ 次に掲げる税を滞納している者でないこと。  
(ア) 道税（個人道民税及び地方消費税を除く。以下同じ。）  
(イ) 市区町村税  
(ウ) 本店が所在する都府県の事業税（道税の納税義務がある場合を除く。）  
(エ) 消費税及び地方消費税
- ク 次に掲げる届出の義務を履行していない者でないこと。  
(ア) 健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）第 48 条の規定による届出  
(イ) 厚生年金保険法（昭和 29 年法律第 115 号）第 27 条の規定による届出  
(ウ) 雇用保険法（昭和 49 年法律第 116 号）第 7 条の規定による届出
- ケ コンソーシアムの構成員が単体企業又は他のコンソーシアムの構成員として参加する者でないこと。

## 7 審査

企画提案は、次の事項について審査し、総合的に判断する。

### (1) 業務執行体制の適格性

#### ア 執行体制

- ・業務を実施するに当たり、事業目的の遂行に有益となる経験と関係事業者等とのネットワークを十分に有し、業務を円滑に進めるために必要かつ十分な執行体制であるか。

#### イ 積算の考え方

- ・事業実施に必要な費用・項目を適切に見込んだ積算であるか。

#### ウ 事業実施スケジュール

- ・業務を実施するに当たり、全体のスケジュール設定が遂行可能かつ妥当であるか。

### (2) 企画提案の適合性

#### ア 輸出協力企業（輸出商社等）とのマッチング及び海外バイヤー招へい商談会の開催

- ・道内企業と現地・輸出商社双方のニーズを踏まえつつ、道内企業に対して事前にセミナーやレクチャーを行うなど、海外展開を目指す道内企業と輸出協力企業のマッチングが効果的な内容であるか。
- ・海外バイヤーとのマッチングにおいて、対象国における道産品のニーズに対応したマッチングを行うため、商談相手を適切に選定できるよう貿易支援機関をはじめとする海外におけるネットワークを活用するなど、対象国や国内の関連機関との協力体制が十分であるか。

#### イ 試食プレゼン会の開催

- ・事前のニーズ・マッチング調査や商談時の道内企業への支援など、成約及び継続的な取引に向けた効果的な商談ができるよう、工夫されているか。
- ・プレゼンを依頼するシェフ・飲食店等の選定やプロモーションの手法など、道産食品の魅力を効果的に伝えられる内容となっているか。

#### ウ 独自性とフォローアップ体制

- ・提案に、独自の強みや要素が盛り込まれているか。
- ・商談会や試食プレゼン会について、それぞれの支援メニューが充実しているか。
- ・商談会や試食プレゼン会の実施後、海外現地シェフやバイヤー、輸出協力企業等へ確実にコンタクトを行い、追加のオンライン商談やその他成約に向けた積極的な支援を実施する内容か。

## 8 業務上の留意事項

受託者決定後、企画提案の内容を基本として、委託者と受託者が協議し委託業務の内容を決定する。

9 予算上限額（消費税を含む）

11,374千円

10 応募手続

(1) 参加表明書の提出

ア 提出書類

(ア) 参加表明書（別添様式1）

(イ) 参加表明書関係資料

(ウ) 納税証明書（発行後3ヶ月以内のもの、写し可）

- ・道税（道が賦課徴収するものに限る。）
- ・市区町村税（本店（契約権限を委任する場合は受任先）の所在地の市区町村が発行するもの）
- ・本店が所在する都府県の事業税（道税の納税義務がある場合を除く。）
- ・消費税及び地方消費税

(エ) コンソーシアム協定書（コンソーシアムを形成する場合のみ）

(オ) 暴力団等ではない旨の誓約書（自由様式）

(カ) 次に掲げる社会保険等の届出義務を履行している事実を証する書類

（届出義務がないものについては、社会保険等適用除外申出書（別記第20号様式））

- ・健康保険法第48条の規定による届出
- ・厚生年金保険法第27条の規定による届出
- ・雇用保険法第7条の規定による届出

(キ) 登記事項証明書（登記は現在事項証明又は全部事項証明。発行後3ヶ月以内のもの、写し可）

(ク) 財務諸表（貸借対照表、損益計算書。直前2期分）

イ 提出部数

1部

ウ 提出期限

令和6年7月11日（木）午後5時00分（必着）

エ 提出場所

〒060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目  
北海道・札幌市海外展開連携推進協議会事務局  
（北海道総合政策部国際局国際課）  
電話 011-204-5342  
担当 島田・山本

オ 提出方法

持参又は郵送（必着、簡易書留に限る）

(2) 企画提案書の提出

ア 提出書類

(ア) 企画提案書（別添様式2）

(イ) 業務実施に要する経費見積価格（税込み価格）及びその内訳書（自由様式）

イ 提出部数

8部（2部は提案者名を記載したもの。残り6部は提案者名を記載せず、文中にも提案者名を記載しないよう注意すること）

ウ 提出期限

令和6年7月16日（火）午後5時00分（必着）

エ 提出場所

(1) エに同じ

オ 提出方法

持参又は郵送（必着、簡易書留に限る）

## 1.1 その他

- (1) 企画提案に要する経費は、各参加事業者の負担とする。
- (2) 企画提案の採否については、文書で通知する。
- (3) 参加表明書の提出があっても、企画提案書を期日までに提出しない場合は、企画提案に参加の意思がないものとみなす。  
事前に不参加を決定した場合は、令和6年7月12日（金）午後5時までに上記10(1)エの担当窓口へ連絡すること。
- (4) 本業務の成果品に係る著作権は委託者に帰属する。
- (5) 手続きにおいて使用する言語及び通貨  
日本語及び日本通貨
- (6) 契約書作成の要否  
要
- (7) 関連情報を収集するための窓口  
10(1)エに同じ
- (8) プロポーザルに関する説明  
提出された企画提案書の内容についてヒアリングを行う。ただし、提出者が5者を超えると  
きは、「7 審査」の基準により企画提案書の書類選考を行う場合がある。
- (9) 審査結果及び特定者名  
公表する。